３　前二項の規定は、法第十五条第二項において法第十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「供託建設業者」とあるのは「供託宅地建物取引業者」と、「発注者」とあるのは「買主」と読み替えるものとする。

別表中「第四条」を「第五条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年九月三十日から施行する。

（指定住宅紛争処理機関の指定の取消しに関する経過措置）

第二条　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第五条の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（次条第一項において「改正後履行確保法」という。）第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第八十条第一項（指定の取消しに係る部分に限る。）の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に指定住宅紛争処理機関が同項各号に掲げる事由に該当する場合について適用する。

（住宅紛争処理支援センターの役員の解任等に関する経過措置）

第三条　改正後履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する住宅の品質確保の促進等に関する法律（次項において「読替え後の住宅品質確保法」という。）第八十五条第二項（特別支援等の業務に従事する役員の解任の命令に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に当該役員が同項に規定する事由に該当する場合について適用する。

２　読替え後の住宅品質確保法第九十一条第一項（指定の取消しに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる事由に該当する場合について適用する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百四十三号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　児童手当（第一条―第六条）
第二章　特例給付（第七条―第十三条）
第三章　雑則（第十四条・第十五条）
附則

第一章　児童手当

第一条中「規定する扶養親族等」の下に「（以下この条及び第七条において「扶養親族等」という。）」を加え、「児童がないときは、」を「同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは」に、「及び児童があるときは、」を「又は児童があるときは」に、「及び児童一人」を「又は児童一人」に改める。

第十二条を第十五条とする。

第十一条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第二項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　雑則

第九条の見出し及び同条第一項中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改め、同条第二項中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改め、同項の表中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条（見出しを含む。）中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第六条の次に次の章名及び三条を加える。

第二章　特例給付

（法附則第二条第一項の政令で定める額）

第七条　法附則第二条第一項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは八百五十八万円とし、扶養親族等又は児童があるときは八百五十八万円に当該扶養親族等又は児童一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十四万円）を加算した額とする。

（法附則第二条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法）

第八条　第二条の規定は法附則第二条第一項に規定する所得の範囲について、第三条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用する。

（前年又は前々年の所得を用いる区分）

第九条　法附則第二条第三項のいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、次のとおりとする。

一　一月から五月までの月分の給付については、前々年の所得
二　六月から十二月までの月分の給付については、前年の所得

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和四年六月一日から施行する。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

２　次に掲げる政令の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

一　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成二十六年政令第十一号）第一条第九号
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条の二第一項第十号

内閣総理大臣　菅　義偉
外務大臣　茂木　敏充